# 平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成三十年政令第四十七号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

鹿児島県大島郡大和村及び宇検村

##### ロ

山梨県南巨摩郡身延町、兵庫県美方郡香美町、奈良県吉野郡野迫川村、徳島県名西郡神山町並びに鹿児島県大島郡瀬戸内町及び喜界町

##### イ

兵庫県神崎郡市川町

##### ロ

長野県上水内郡小川村及び岐阜県美濃市

##### イ

鹿児島県大島郡大和村及び宇検村

##### ロ

山梨県南巨摩郡身延町、兵庫県美方郡香美町、奈良県吉野郡野迫川村、徳島県名西郡神山町並びに鹿児島県大島郡瀬戸内町及び喜界町

##### イ

兵庫県神崎郡市川町

##### ロ

長野県上水内郡小川村及び岐阜県美濃市

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。